

高第156号  
平成27年5月8日

各通所介護事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

日頃は本県の高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

みだしの件につき、「通所介護事業所の設備」を利用した宿泊サービスの提供（以下「お泊まりデイサービス」という。）についての人員、設備及び運営に関する指針が別添のとおり厚生労働省より発出されましたので、当該事業を実施する事業所につきましては同指針に沿った事業運営に努めるようお願いします。

なお、指定通所介護事業所等の運営基準に係る県条例の規定をふまえ、同指針中以下の表の「第1欄」の事項は「第2欄」の事項に読み替えたうえで遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

指針上の項目	第1欄	第2欄
第4 運営に関する指針 10 運営規程	⑨ その他運営に関する重要事項	⑨ 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続 ⑩ 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
15 掲示	宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	(1) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 (2) 宿泊サービス事業者は、前項の重要事項について、宿泊サービス事

		<u>業者のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。</u>
2.2 記録の整備	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間</u> 保存すること。	(2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、 <u>当該記録を整備した日から5年間</u> 保存すること。

※ なお、本指針への適合の有無にかかわらず、お泊りデイサービスを実施する指定通所介護事業所等は指定権者（県事務所等）への事前（H27.4月に既に実施中の事業所についてはH27.9月まで）の届出が必要ですのでご留意願います。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	篠田	担当	菊川
TEL	058-272-8298（直通）		
FAX	058-278-2639		